

幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象になるためには、「認定申請書」等の書類の提出が必要です。

入園料・保育料の無償化について

◇満3歳～5歳児クラスの子ども全員を対象に
月額 28,000 円まで無償化

- ◎ 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象になります。
- ◎ 給食費や通園費、教材費、行事費等は対象外です。
- ◎ 月額 28,000 円を超える保育料等については保護者の負担になります。

《算定例》

例	入園料(A) (月額換算)	保育料(B)	上限額(C)	無償化対象 (A+BとCの 少ない方)	保護者 負担額
①	月額 5,000 円※1	月額 20,000 円	月額 28,000 円	月額 25,000 円	月額 0 円
②	月額 5,000 円※1	月額 25,700 円	月額 28,000 円	月額 28,000 円	月額 2,700 円 (年間 32,400 円)
③	-	月額 30,000 円	月額 28,000 円	月額 28,000 円	月額 2,000 円

①X 幼稚園に 4 月に入園し、入園料 60,000 円、毎月保育料 20,000 円の場合

※1 入園料は「入園料/年間在籍月数」を各月に計上。
(60,000 円/12 か月=5,000 円)

②①に対して、毎月保育料が 25,700 円の場合

③Y 幼稚園で進級し、毎月保育料 30,000 円の場合

預かり保育料の無償化について

◇保育の必要性がある 3 歳～5 歳児クラスの子ども
(新 2 号認定子ども)は、

月額 12,300 円まで無償化

◇保育の必要性があり、かつ、市民税非課税世帯の
満 3 歳児の子ども(新 3 号認定子ども)は

月額 17,700 円まで無償化

- ◎ 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。

次の A と B を比較して低い方の金額が無償化の対象額
(月額)です。

A: 預かり保育料として実際に園に支払った額

B: 無償化の日額上限額(490 円/日) × 利用日数

(注)月額最大 12,300 円(満 3 歳児は 17,700 円)

《算定例》

例	利用 日数	利用料 (A)	上限額(B) (490 円/日)	無償化対象 (AとBの少 ない方)	保護者 負担額
①	10 日	4,000 円	4,900 円	4,000 円	0 円
②	2 日	9,000 円 (月極)	980 円	980 円	8,020 円
③	20 日	9,000 円 (月極)	9,800 円	9,000 円	0 円

①日額「400 円」設定の X 幼稚園で、月に 10 日利用した場合

②月額「9,000 円」設定(月極)の Y 幼稚園で、月に 2 日利用した場合

③月額「9,000 円」設定(月極)の Y 幼稚園で、月に 20 日利用した場合

※利用日数に応じて月額上限が変動するため、算定例②のように保護者負担額が発生する場合があります。

※園が実施する預かり保育時間が一定の基準より少ない場合、認可外保育施設を利用した保育料が無償化の対象となります。

預かり保育料の無償化の対象となるには、
市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

⇒詳しくは次ページ【提出書類のご案内】の
「B 新 2 号・新 3 号認定」をご確認ください

【問い合わせ】

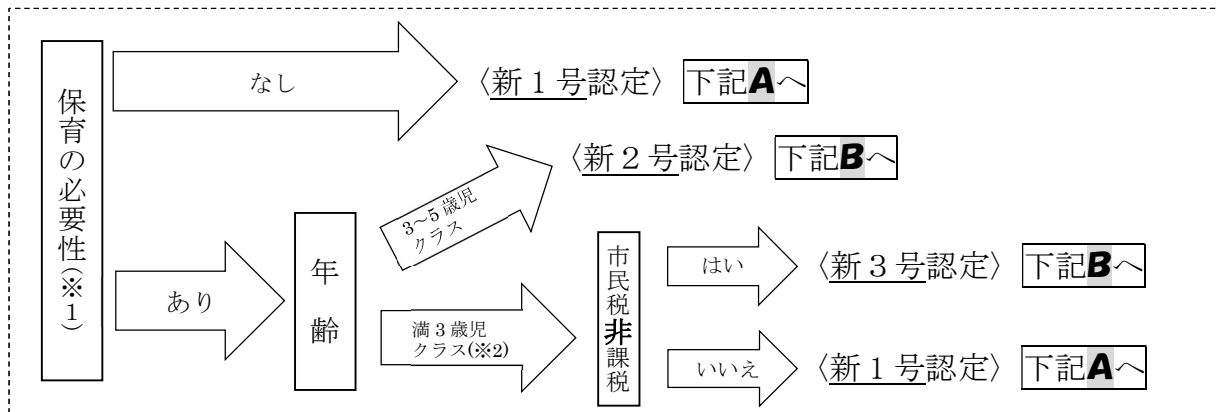
交野市こども家庭部こども園課

〒576-0034 交野市天野が原町 5-5-1

TEL : 072-893-6407

MAIL : kodomoen@city.katano.osaka.jp

【認定早見表】



※1 「保育の必要性」については、次ページの「保育を必要とする事由及び添付書類」をご確認ください。

※2 満3歳児クラスとは、満3歳になった日～その年度末まで通う子どものクラス(年少クラスの1学年下)をいいます。
満3歳児クラスの子どもで新3号認定を受けていない方は、3歳児クラスに上がる4月1日から、新2号認定の申請を行うことができます。(認定には要件が必要です)

【提出書類のご案内】

A 〈新1号認定〉

保育の必要性がない世帯（「教育」のみを希望する方）または満3歳児クラスで市民税課税世帯

※預かり保育料は無償化制度の対象にはなりません。

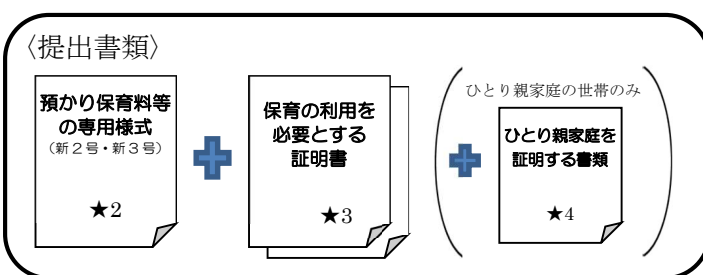
※申請書等は利用（予定）施設で受取、提出してください。

B 〈新2号・新3号認定〉（4月入園の方は、A〈新1号認定〉の書類を先に園に提出してください。）

保育の必要性がある世帯（「教育」＋「保育（預かり保育）」を希望する方）

（ただし、満3歳児クラスは市民税非課税世帯に限る）

預かり保育料が無償化制度の対象となります。



★2 「子育てのための施設等利用給付認定申請書（預かり保育料等の専用様式（新2号・新3号）」をさします。

★3 提出が必要な書類については、次ページ【保育を必要とする事由及び添付書類】をご確認ください。

また、きょうだいの放課後児童会への入会申請の際に、本市子育て支援課に就労証明書を提出している場合は、提出を省略することができます。（★2に記載の同意欄にチェックが必要です。）

なお、証明書の提出を省略する場合であっても、提出済の証明書の内容が古い場合は、再提出を求める場合があります。

★4 提出が必要な書類については、次ページ【ひとり親家庭を証明する書類】をご確認ください。

・ **提出方法** : 交野市こども園課に提出してください。

・ **提出期限** : 認定希望日までに提出

※新2号・新3号の認定希望日は、申請日（市が書類を受理した日）以前に遡ることはできません。
新2号・新3号の申請をする際は、認定希望日までに申請書類を提出してください。

新2号・新3号認定についてはびったりサービス（マイナポータル）での電子申請も可能です。
電子申請にはマイナンバーカードが必要です。
※電子申請を行う際は、上記★3のPDFデータもしくは写真の提出が必要です。
電子申請を行った場合は、紙での申請は不要です。

施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）
電子申請フォーム



【保育を必要とする事由及び添付書類】

新2号・新3号認定を受けるためには、「認定申請書」と同時に保育を必要とする事由の確認書類として保護者（夫婦の場合は両方）の『保育の利用を必要とする証明書』の提出が必要です。

また、「保育を必要とする事由」によっては、下記の表の通り添付書類が必要な場合があります。

保育を必要とする事由	「保育の利用を必要とする証明書」の該当箇所 及び添付が必要な書類
・外勤・内職・専従者 ・その他（雇用内定者・再雇用）の方 （1ヵ月に64時間以上の労働を常態とする）	①就労証明書
・自営業（個人事業主）の方 （1ヵ月に64時間以上の労働を常態とする）	①就労証明書 ※証明書類として「開業届（控）」「営業許可証」「確定申告書（控）」のいずれかのコピーを添付
・出産の方 （産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで 3ヵ月程度）	②出産 ※母子健康手帳のコピーを添付（出産予定日の記載部分・受診後の妊娠中の経過がわかる部分（交野市母子健康手帳の場合はP4、P8・9））
・病気・けがの方	③疾病証明（診断書）
・障がい有する方	④障がい状況証明 ※手帳のコピー（顔写真と等級がわかる部分）を添付
・親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護を行っている方 ※1	⑤介護・看護証明
・就労に向けて求職活動を行っている方 ※2 （勤務先が内定している方や再雇用予定の方は ①就労証明書になります）	⑥求職活動誓約書
・就学している方、または就学が決まった方 ※職業訓練校・各種学校など、保護者が将来就学につながる就学を含む	⑦就学等（予定）証明書
・保護者が付き添いを必要とする療育施設等に 親子通園している方	⑧きょうだいが療育施設等に親子通園している申告 ※療育施設の在園証明を添付
・災害などにより児童の居宅を失いまたは破損 した場合に、その復旧の為保育できない方	⑨災害復旧 ※罹災したことが分かる書類を添付
・その他、市長が必要と認める場合	市長が必要と認める書類を提出

※1 親族でない人への介護・看護や別居の親族への介護では新2・3号の認定は受けられません。

※2 求職活動が事由の場合、認定の有効期間は、有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月末まで。

【ひとり親家庭を証明する書類】

- ・戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親医療証のいずれかのコピー
（夫婦が離婚後も同一の住所に住んでいる場合等、ひとり親家庭として認められない場合があります。）

【注意事項】

- ・新3号認定は市民税非課税世帯であることの確認が必要のため、市民税額の確認ができない場合は「住民税課税（非課税）証明書」の提出を求める場合があります。
また、保護者の年収が約103万円以下で祖父母等と同居している場合、祖父母等の収入も確認し、非課税世帯の判断をします。
- ・保育の必要性がある場合でも、預かり保育等が不要な方は、新1号の認定申請書のみ提出してください。
- ・現在、保育の申請をしている方で、今回提出する「保育の利用を必要とする証明書」の内容が、現在提出済みの内容と異なり、入所選考の点数に変更が生じる場合は、「保育の利用を必要とする証明書」を直接こども園課に提出し、点数変更の申し出を行ってください。
※こども園課に直接提出がなかった場合は、点数変更を反映できないことがあります。
- ・記入漏れ、不備等があった場合、申請は成立しませんのでご注意ください。